

○財務省告示第百八十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年五月三十一日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一八トン
四	三七一トン
五	〇トン

二〇	〇トン
一九	〇トン
一八	五〇四トン
一七	七、二六六トン
一六	四〇八トン
一五	五二トン
一四の二	二五、一一一トン
一四	九一、四一七トン
一三	四六〇、八二四トン
一二	七、五五三トン
一一	一一八トン
一〇	九〇トン
九	九二三トン
八	二トン
七	四トン
六	二トン

二九	〇トン
二八	〇トン
二七	五二トン
二六	〇トン
二五	〇トン
二四	〇トン
二三	四トン
二二	一〇七トン
二一	一、六〇二トン